

第2回帰還意向調査について

1 趣旨・目的

- 特定帰還居住区域制度は、帰還意向のある皆さまの生活圏を区域に設定して除染や建物解体、インフラ復旧整備を行い、帰還・居住に向けた取組を進めるもの
- 町は、特定帰還居住区域制度の対象外となっている帰還意向のある皆さまの生活圏以外の土地や建物、事業用地などの「政府としての残された課題」について、地元の意向を十分に踏まえた方針を速やかに示すことを継続して強く要望中
- 並行して、現在の制度での避難指示解除の根幹である除染や建物解体の対象となる特定帰還居住区域の追加にも取り組むため、このたび、内閣府との合同で第2回帰還意向調査を実施

2 調査の概要

(1) 対 象

第1回帰還意向調査で「『帰還意向あり』と回答しなかった世帯」
(『保留』＋『帰還意向なし』＋『未回答』)

(2) 調査期間

令和6年12月下旬～令和7年2月末

(3) 詳 細

「資料2-2」にて内閣府説明